

令和 7 年度 前期

技能検定受検案内

－ 技能五輪全国大会宮崎県予選参加案内 －

実技試験受検手数料の宮崎県独自の減免（P4の県減免）については、令和7年度の県の予算が成立することが条件となります。

受検申請受付期間▶ 令和 7 年 4 月 7 日 月 ～ 4 月 18 日 金

※郵送のみ受付 当日消印有効

目 次

はじめに	1
重要なお知らせ	1
1 受検申込から合格証書交付まで	2
2 受検申請手続き	2
1 申請に必要な書類等	
2 受検手数料及び本人確認書類	
3 申請書の提出先	
3 実施職種（作業）と試験実施日	5
4 受検資格	7
5 試験の免除	8
1 技能検定関係	
2 職業能力開発行政関係	
3 他法令等関係	
6 技能検定受検に関する注意事項	9
1 実技試験において免許、特別教育が必要な職種（作業）一覧	
2 その他注意事項	
7 学科試験等に関する問題集の購入等について	9
8 技能検定に関する主な講習会実施団体	10
9 試験結果の開示について	10
10 技能五輪全国大会 宮崎県予選会	11
11 よくあるご質問一覧 技能検定Q & A	12
12 令和 7 年度前期技能検定実技試験問題の概要	13
13 技能検定の主な試験会場	19

申請書提出先及び問い合わせ先



宮崎県職業能力開発協会 技能検定課

〒889-2155 宮崎市学園木花台西 2 丁目4－3

電話番号 (0985) 58－1570 FAX (0985) 58－1554

はじめに

技能検定は、働く人たちの技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

合格者には特級・1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級・3級については宮崎県知事名の合格証書が交付され、それぞれ「**技能士**」の称号が与えられます。

重要なお知らせ

実技試験受検手数料減免について

令和5年度後期から宮崎県独自の助成制度が開始され、2・3級の実技試験手数料の減免対象が拡大されました。

対象となる方は下記のいずれかの項目に該当する方です。※年齢は本年4月1日現在

- ・2・3級を受検しようとする35歳未満の県内に居住、県内の学校等に在学又は県内で就労している方
- ・3級を受検しようとする学校等の在校生

(詳細については3～4ページをご覧ください。)

シーケンス制御作業について

「電気機器組立て職種」の「シーケンス制御作業」については、令和5年度より「電気機器組立て職種」から分離し、「シーケンス制御職種」の「シーケンス制御作業」として新設されました。(以下、令和4年度までのシーケンス制御作業は「旧シーケンス制御作業」と、令和5年度以降のシーケンス作業は「新シーケンス作業」とします。)

このことに伴い、「新シーケンス制御作業」は「旧シーケンス制御作業」とは別職種の試験とされ、「旧シーケンス制御作業」の合格をもって自動的に「新シーケンス制御作業」の合格とは認められません。

ただし、別途申請手続きを行うことで「旧シーケンス制御作業」の合格をもって「新シーケンス制御作業」を合格とし、合格証書を取得することができます。

なお、「旧シーケンス制御作業」の実技または学科の一部合格は自動的に「新シーケンス制御作業」の同一等級の一部合格として適用されます。

【※詳細については以下をご覧ください。】

宮崎県職業能力開発協会ホームページ

<https://www.syokuno.or.jp/>



宮崎県職業能力開発協会

受検の申込
(期間内に提出)

- ・申請書の提出は郵送のみとします。(受付末日の消印有効)
- ・**受検手数料は「銀行振込」で納付してください。(窓口での現金の受領は行いません。)**

受付期間 令和7年4月7日(月)～4月18日(金)

実技試験問題の公表

- ・受検者に試験問題を送付します。(公表される作業のみ)
- ※6月9日までに届かない場合はご連絡ください。

令和7年6月3日(火)

受検票の送付

- ・試験日時(集合時間)及び会場をお知らせします。
- ※なお、実技試験を実施期間の早期に実施する職種は、この予定日より早く送付します。
- ※6月19日までに届かない場合はご連絡ください。

令和7年6月13日(金) 予定

実技試験

- ・試験日時(集合時間)及び会場は、受検票でお知らせします。
- ・計画立案等作業試験については試験翌日(祝日を除く)午後3時以降に中央職業能力開発協会のホームページ(<https://www.javada.or.jp/>)で正解が公表されます。



中央職業能力開発協会

実施期間 令和7年6月10日(火)～令和7年9月9日(火)

学科試験

- ・詳しくは「実施職種(作業)と試験実施日」(P5～6)でご確認ください。
- ・試験日時(集合時間)及び会場は、受検票でお知らせします。
- ・試験翌日(祝日を除く)午後3時以降に中央職業能力開発協会のホームページ(<https://www.javada.or.jp/>)で正解が公表されます。



中央職業能力開発協会

試験日程 令和7年7月13日(日)、8月24日(日)、8月31日(日)、9月7日(日)

合格発表

- ・合格者及び一部合格者へ、ハガキで通知します。
- ・合格者(技能士)については、宮崎県庁ホームページに受検番号が掲載されます。
- ※合否結果については、電話での問い合わせには応じられません。

合格発表 令和7年10月1日(水) 3級 令和7年8月29日(金)

合格証書の交付

- ・合格者(技能士)へ後日宮崎県雇用労働政策課から通知があります。

令和7年11月下旬～12月上旬予定

1 申請に必要な書類等 ※必要書類が全てそろっていないと受理できません。

- ①受 検 申 請 書
 - ・申請にあたっては、同封の申請書を使い、受検者本人が記入してください。
 - ・「受検申請書の記入例(技能検定受検申請書に添付。)」を参考に記入してください。
- ②写 真
 - ・正面上半身脱帽像で申請6ヶ月以内の証明写真(タテ4cm、ヨコ3cm)。
 - ・**写真の裏面に級、作業名、氏名を必ず記入してください。**
- ③受 検 手 数 料
 - ・P3を参照し、所定の手数料を納入し、「振込金領収控(はりつけ用)」を申請書右下に貼付してください。
 - ・インターネットバンキングによる振込の場合、振込金額と振込者が分かるものを印刷して申請書右下に貼付してください。
 - ・**当協会窓口で現金の受領は行いません。**
- ④本人確認書類
 - P3の表1を参照し、それぞれ必要な書類(コピーしたもの)を受検申請書裏面に貼付してください。
- ⑤受検資格証明書類
 - P7の受検資格②～⑫に該当する方は、それぞれに該当する「職業訓練修了証書」または「卒業証書(学科名が記載してあるものに限る)」、「技能検定合格証書」等をコピーして添付してください。なお、受検資格①「実務経験のみ」欄の実務経験年数を満たしている場合、証明書の添付は不要です。
- ⑥免除資格証明書類
 - P8の①～③にある実技試験・学科試験の免除を受けようとする方は、その資格を証明する書類をコピーした上で添付してください。
 - ※受検申請書受理後に試験の免除資格があることが判明しても試験の免除は受けられません。
 - ※必ず確認してください。

2 受検手数料及び本人確認書類



受検手数料については右記のURLから簡単に確認できます。

受検手数料及び本人確認書類は下表のとおりです。※年齢は本年4月1日現在

級	実 技 試 験						学科試験 受検手数料
	対 象 者					受検手数料	
	年 齢	雇用保険 被保険者ですか	学校等の 在校生ですか ※2	県独自減免の 対象者ですか ※1	必要書類		
特級 1級 単一等級	—	—	—	—	表1 参照	18,200円	+ 3,100円
2級 五輪 ※3	—	—	—	はい	表2 参照	9,200円	
	—	—	—	いいえ	表1 参照	18,200円	
3級 ※4	23歳未満 （平成14年4月2日～ 以降に生まれた方）	はい	はい	はい	表2 参照	3,100円	
				いいえ	表1 参照	7,600円	
			いいえ	—	表1 参照	9,200円	
		いいえ	はい	はい	表2 参照	3,100円	
				いいえ	表3 参照	7,600円	
			いいえ	はい	表2 参照	9,200円	
	23歳以上35歳未満 （平成2年4月2日～ 平成14年4月1日の 間に生まれた方）	—	はい	はい	表3 参照	3,100円	
				いいえ	表1 参照	12,100円	
			いいえ	はい	表2 参照	9,200円	
				いいえ	表1 参照	18,200円	
	35歳以上 （平成2年4月1日 以前に生まれた方）	—	はい	—	表3 参照	12,100円	
			いいえ	—	表1 参照	18,200円	

※1 宮崎県独自の減免については下表2を参照ください。

※2 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者

②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

※3 2級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方の実技試験手数料は18,200円です。

※4 3級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方である場合、学校等の在校生の実技試験手数料は12,100円。その他の方は18,200円です。

表1

No.	本人確認書類	備 考
1	運転免許証(裏書きがあれば裏面もコピーしてください。)	氏名及び生年月日が 確認できるもの
2	健康保険被保険者証	
3	マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)	
4	生徒手帳、学生証	
5	No.1～3の他、日本の官公庁が発行した身分証明書	
6	特別永住者証明書、在留カード	
7	外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)	

※いずれか1つの書類を添付してください。

表2

No.	県独自減免内容	本人確認書類	備 考
1	35歳未満で宮崎県内に在住	運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等	氏名、生年月日及び県内に在住していることが確認できるもの
2	35歳未満で宮崎県内に就労	1. 就労証明書 2. 運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等 上記1,2の2点を添付してください	・ 申請書裏面「就労証明書」に署名・捺印 ・ 氏名、生年月日が確認できるもの
3	35歳未満で宮崎県内の学校等に在学※	生徒手帳、学生証、在学証明書等	氏名、生年月日及び県内の学校等に在学していることが確認できるもの

※県独自減免の対象項目が複数ある場合はいずれか1つの書類を添付してください。

表3

No.	内 容	本人確認書類	備 考
1	学校等に在学※	生徒手帳、学生証、在学証明書等	氏名、生年月日及び学校等に在学していることが確認できるもの

※ 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者

②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

◆D申請（実技、学科両方免除の場合）

受検手数料は**無料**です。

ただし、技能検定受検申請書および免除資格証明のコピーはお送りください。

◆実技試験受検者受検手数料判定フロー ※年齢は本年4月1日現在

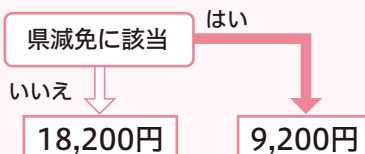
1級、単一等級、特級

18,200円

受検手数料については右記のURLから簡単に確認できます。



2級、五輪

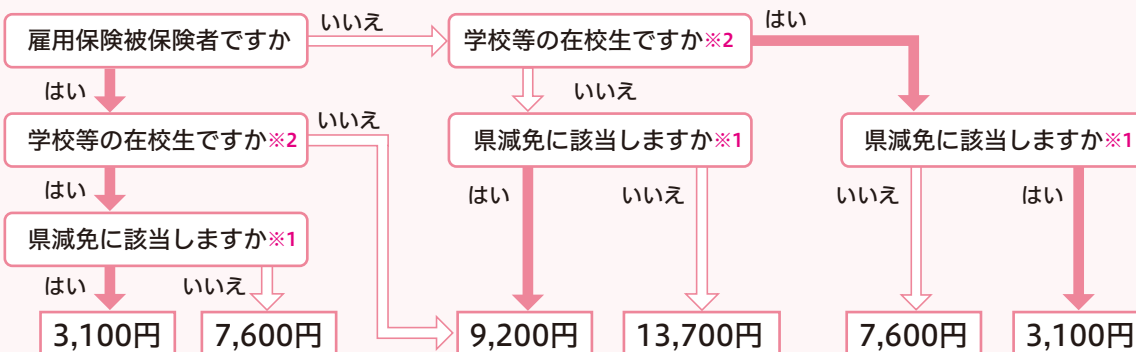


県減免 ※1

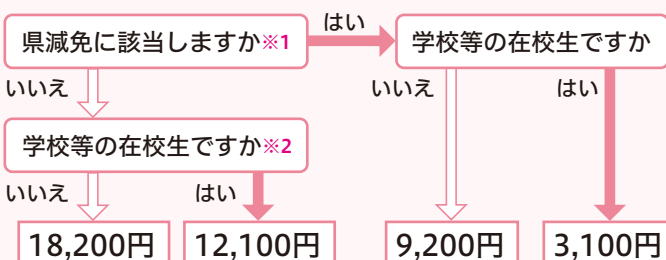
以下の①～③のいずれかに該当していますか

- ① 35歳未満で宮崎県内に在住
- ② 35歳未満で宮崎県内に就労
- ③ 35歳未満で宮崎県内の学校等に在籍

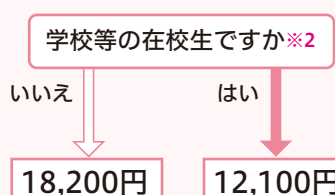
3級（23歳未満）



3級（23歳以上、35歳未満）



3級（35歳以上）



※1 宮崎県独自の減免については表2を参照ください。

※2 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者

②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

※3 2級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方の実技試験手数料は18,200円です。

※4 3級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方である場合、学校等の在校生の実技試験手数料は12,100円。その他の方は18,200円です。

受検手数料納付に関する注意事項

- ① 受検手数料は、「銀行振込」としてください。**※当協会窓口で現金の受領は行いません。**
- ② 振込をする場合は、当協会所定の振込用紙を使用してください。
- ③ 所定の用紙で振り込みますと、銀行から「振込金受取書」と「振込金領収書控（はりつけ用）」が交付されますので、「振込金領収書控（はりつけ用）」を受検申請書の右下の欄に貼付してください。
- ④ 同じ会社や学校などで複数人受検する場合は、受検手数料の合計額を一枚の振込用紙でまとめて振込んで構いません。その場合、申請書の右下（振込金領収書控を貼る欄）に事業所名や学校名を押印または記入してください。
- ⑤ ATMによる振込は利用明細控を貼付してください。
- ⑥ 受検手数料は非課税です。
- ⑦ インターネットバンキングによる振込の場合、振込金額と振込者が分かるものを印刷して申請書右下に貼付してください。

振込先

銀行名	宮崎銀行 木花支店
種別・口座番号	普通預金 1034385
名義	宮崎県職業能力開発協会

3 申請書の提出先 ※郵送のみ受付します。

宮崎県職業能力開発協会 技能検定課 〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3

- ・技能五輪の◎印は、技能五輪全国大会宮崎県予選を行う作業です。(予選会についてはP11)
- ・学科試験および実技試験の時間は集合時間です。
- ・受検者が少ない場合は、試験を中止するか他県に委託する場合があります。
- ・受検手数料については、P3の「**2**受検手数料及び本人確認書類」をご覧ください。

試験日時(集合時間)及び会場は受検票でお知らせします。(6月13日発送予定)

1・2級

職種番号	検定職種	作業番号	作業名	技能五輪	実技試験			学科試験	
					製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	日時	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾		○	-	-	9月7日(日)	9:45
062	造園	010	造園工事		○	○	-	8月24日(日)	9:45
006	機械加工	010	普通旋盤	◎	○	-	-	8月31日(日)	9:45
		200	数値制御旋盤		○	-	8月31日(日) 13:00		
		040	フライス盤	◎	○	-	-		
		210	数値制御フライス盤		○	-	8月31日(日) 13:00		
008	鉄工	010	製缶		○	-	-	9月7日(日)	13:00
		020	構造物鉄工	◎	○	-	-		
122	建築板金	010	内外装板金		○	-	-	9月7日(日)	13:00
		020	ダクト板金		○	-	-		
012	仕上げ	020	金型仕上げ		○	-	-	9月7日(日)	9:45
		030	機械組立仕上げ	◎	○	-	-		
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て	◎	○	-	-	8月31日(日)	13:00
016	電気機器組立て	030	配電盤・制御盤組立て	◎	○	-	-	9月7日(日)	9:45
068	建設機械整備	010	建設機械整備		○	-	8月31日(日) 13:00	8月31日(日)	9:45
025	婦人子供服製造	010	婦人子供注文服製作	◎	○	-	-	8月31日(日)	13:00
124	家具製作	010	家具手加工	◎	○	-	-		
125	建具製作	010	木製建具手加工	◎	○	-	-		
037	プラスチック成形	020	射出成形		○	-	-	8月24日(日)	13:00
040	とび	010	とび	◎	○	-	-		
041	左官	010	左官	◎	○	-	-	8月31日(日)	13:00
043	ブロック建築	010	コンクリートブロック工事		○	-	-	9月7日(日)	13:00
044	タイル張り	010	タイル張り	◎	○	-	-	9月7日(日)	9:45
045	畳製作	010	畳製作		○	-	-	8月31日(日)	13:00
086	防水施工	020	ウレタンゴム系塗膜防水工事		○	-	-	8月24日(日)	13:00
		030	アクリルゴム系塗膜防水工事		○	-	-		
		070	シーリング防水工事		○	-	-		
		110	改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事		○	-	-		
		100	F R P 防水工事		○	-	-		

職種 番号	検定職種	作業 番号	作 業 名	技能 五輪	実技試験			学科試験	
					製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	日 時	
152	内装仕上げ施工	010	プラスチック系床仕上げ工事		○	－	－	8月31日(日)	9:45
		030	鋼製下地工事		○	－	－		
		040	ボード仕上げ工事		○	－	－		
		070	化粧フィルム工事		○	－	－		
049	熱絶縁施工	010	保温保冷工事		○	－	－	9月7日(日)	9:45
102	サッシ施工	010	ビル用サッシ施工		○	－	－	8月24日(日)	9:45
059	表装	010	表具		○	－	－	9月7日(日)	9:45
		020	壁装		○	－	－		
060	塗装	020	建築塗装		○	－	－	8月24日(日)	9:45
		030	金属塗装		○	－	－		
119	フラワー装飾	010	フラワー装飾	◎	○	－	－	9月7日(日)	13:00

単一等級

職種 番号	検定職種	作業 番号	作 業 名	実技試験			学科試験	
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	日 時	
144	路面標示施工	010	溶融ペイントハンドマーカール工事	○	－	－	9月7日(日)	13:00

3級

職種 番号	検定職種	作業 番号	作 業 名	実技試験			学科試験	
				製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	日 時	
103	園芸装飾	010	室内園芸装飾	○	－	－	7月13日(日)	10:15
062	造園	010	造園工事	○	○	－		13:00
006	機械加工	010	普通旋盤	○	－	－		10:15
		200	数値制御旋盤	○	－	－		
		040	フライス盤	○	－	－		
012	仕上げ	030	機械組立仕上げ	○	－	－		13:00
013	機械検査	010	機械検査	○	－	－		13:00
015	電子機器組立て	010	電子機器組立て	○	－	－		10:15
184	シーケンス制御	010	シーケンス制御	○	－	－		13:00
043	ブロック建築	010	コンクリートブロック工事	○	－	－		10:15
119	フラワー装飾	010	フラワー装飾	○	－	－		13:00

- ①受検資格は、受付期間の最終日現在において下表1の実務年数を満たしていることが条件となっています。
 ②下表1の区分②～④、⑪につきましては、下表2を参照してください。
 ③受検資格について不明な点がありましたら、宮崎県職業能力開発協会技能検定課までお問い合わせください。

表1

(単位：年)

受 検 対 象 者 (検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。)		特級	1 級		2 級	3 級	単一 等級
		1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後	※5	
① 実務経験のみ		7			2	0 ※6	3
② 又は ⑫は免許に 関するもの に限る 学科・訓練	② 専門高校卒業後 ※1 専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業後	6			0	0	1
	③ 短大・高専・高校専攻科卒業後 ※1 専門職大学前期課程修了後 専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業後	5			0	0	0
	④ 大学卒業後（専門職大学前期課程修了者を除く） ※1 専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業後	4	2	4	0	0	0
	⑤ 専修学校 ※2 又は各種学校卒業後 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上			0	0 ※7	1
		1600h以上			0	0 ※7	1
		3200h以上			0	0 ※7	0
	⑥ 短期課程の普通職業訓練修了後 ※3 ※8	700h以上			0	0 ※4	1
	⑦ 普通課程の普通職業訓練修了後 ※3 ※8	2800h未満			0	0	1
		2800h以上			0	0	0
	⑧ 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了後 ※3 ※8	3	1	2	0	0	0
	⑨ 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了後 ※8		1		0	0	0
	⑩ 指導員養成課程の指導員養成訓練修了後 ※8		1		0	0	0
	⑪ 職業訓練指導員免許取得後		1		—	—	0
	⑫ 高度養成課程の指導員養成訓練修了後 ※8		0		0	0	0

- ※1：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
 ※2：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
 ※3：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
 ※4：総訓練時間が700時間未満のものを含む。
 ※5：3級（前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。）の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
 ※6：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
 ※7：当該学校が厚生労働大臣の指定をうけたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
 ※8：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

表2 検定職種に関する学科及び職業訓練指導員免許職種

検定職種	検定職種に関する学科	職業訓練指導員免許職種	検定職種	検定職種に関する学科	職業訓練指導員免許職種
園芸装飾	園芸科、フラワーデザイン科 ガーデニング科	園芸科	プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科	プラスチック製品科
造 園	造園科	造園科、森林環境保全科	と び	建築科	とび科
機械加工	機械科	機械科	左 官	建築科	左官・タイル科
鉄 工	金属工学科、機械科 造船科、建築科、土木科	塑性加工科、構造物鉄工科	ブロック建築	建築科	ブロック建築科
		鉄道車両科、造船科	タイル張り	建築科	左官・タイル科
建築板金	機械科、建築科	塑性加工科、建築板金科	畳 製 作		畳科
仕 上 げ	機械科	機械科	防水施工	建築科	防水科
機械検査	機械科	機械科	内装仕上げ施工	建築科	床仕上げ科、インテリア科
電子機器組立て	電子科、電気科	電子科	熱絶縁施工	設備科、造船科、工業化学科 化学工学科、建築科	熱絶縁科
電気機器組立て	電子科、電気科	電気科、メカトロニクス科	サッシ施工	建築科	建築科、サッシ・ガラス施工科
シーケンス制御	電子科、電気科	電気科、メカトロニクス科	表 装	工芸科	インテリア科、表具科
建設機械整備	機械科	建設機械科	塗 装	建築科、工芸科、塗装科	塗装科
婦人子供服製造	被服科、服装科、洋裁科	洋裁科	路面標示施工	塗装科	
家具製作	工芸科	木工科	フラワー装飾	園芸科、フラワーデザイン科 フラワービジネス科	フラワー装飾科
建具製作	建築科、工芸科	木工科			

1 技能検定関係（同一の検定職種に限る。）

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単 一 等 級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年（その日が1月1日から3月31日までの間である場合は、その日の属する年）の3月31日まで）有効。

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。 ※1）

対 象 者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
職業訓練指導員試験合格又は職業訓練指導員免許取得			－	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の 高度職業訓練における技能照 査合格	技能照査合格後 実 務 経 験 年 数	5 年	学科の全部			学科の全部		※3
		2 年	－	学科の全部			学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		学科の全部	※3
専 門 課 程 又 は 特 定 専 門 課 程 の 高度職業訓練における技能照 査合格	技能照査合格後 実 務 経 験 年 数	4 年	－	学科の全部			学科の全部	※3
		1 年	－	－	学科の全部		学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		－	※3
普通課程の普通職業訓練にお ける技能照査合格	技能照査合格後2年(2,800時 間以上なら1年)の実務経験		－	－	学科の全部		学科の全部	※3
			－	－	学科の全部		－	※3
短期課程の普通職業訓練につ いて修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		－	学科の全部			－	※3
	2級技能士コース		－	－	学科の全部		－	※3
	単一等級技能士コース		－	－	－	－	学科の全部	※3
技能五輪全国大会における技能証			－	実技の全部	－	－	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			－	－	実技の全部		－	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		－	－	実技の全部		－	※2
	学科部門の技能証		－	－	学科の全部		－	※2

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効。

※3：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

3 他法令等関係

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	

1 実技試験において免許、特別教育が必要な職種（作業）一覧

下記職種の実技試験受験を希望する方は、実技試験（作業試験）当日、それぞれ所定の証明書類又は申告書の携帯がないと受験できません。

職種（作業）名	等級	該当内容	試験当日の対応
鉄 工 （製缶作業）	1 級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
		アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
	2 級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
鉄 工 （構造物鉄工作業）	1 級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
	2 級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
建設機械整備 （建設機械整備作業）	1 級 2 級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証等の確認
内装仕上げ施工 （鋼製下地工事作業）	1 級 2 級	研削といし （高速といし） の取替え等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
サッシ施工 （ビル用サッシ施工作業）	1 級 2 級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名

2 その他注意事項

- ① 受験申請後に住所及び氏名の変更があった場合は、当協会へ必ず連絡してください。
- ② 試験の免除を証明する書面を受験申請後に提出されても免除できませんので、必ず受付期間内に提出してください。
- ③ 受験申請書に虚偽の記載をした場合は、合格を取り消すことがあります。
- ④ 受験申請者が少ない場合は、試験を中止するか他県に委託する場合があります。
- ⑤ 2 職種または 2 作業以上の受験を希望する方は、受験しようとする職種作業の学科試験日時が重複している場合は、いずれか一方の学科試験は受験できません。
- ⑥ 試験の受付は集合時間の10分前までに必ず済ませて下さい。
- ⑦ 受験票は、試験当日必ず持参してください。
- ⑧ 受験票は、合格発表まで必要です。なくさないようにしてください。
- ⑨ 学科試験及び計画立案等作業試験の際は、筆記用具・消しゴム・定規・電卓を持参してください。（定規・電卓については、計画立案等作業試験で必要な方に限ります。）
- ⑩ 送付した実技試験問題は試験当日に持参してください。ただし、事前の書き込みが禁止されている職種については、書き込みがされているものの持ち込みはできません。
- ⑪ 体が不自由等で、受験にあたって特別な配慮をする必要がある方は、申請時に申し出てください。

学科試験等に関する問題集の購入等について

問題集については、下記のホームページから購入できますが、詳細については販売元へ直接お問い合わせください。※宮崎県職業能力開発協会では取扱いしておりません。

一般社団法人雇用問題研究会

電話 (03)5651-7071 FAX(03)5651-7077
HP <https://www.koyoerc.or.jp/>

中央職業能力開発協会「図書センター」

電話 (03)3603-8373 FAX(03)3603-2490
HP <https://www.javada.or.jp/>

中央職業能力開発協会が運営する技能検定試験問題公開サイトにおいて、直近（3 年）の実技試験問題及び学科試験問題が公開されています。※閲覧のみ
HP <https://www.kentei.javada.or.jp>



今年度、下記団体が講習会を実施する予定ですので、受講を希望する方は直接団体にお問い合わせください。

また、公共職業能力開発施設（ポリテクセンター）や各種団体が開催する講習会の案内送付を希望する方は、**受検申請書左下にある「●個人情報の取扱いについて」欄の「希望する」に必ず○を付けてください。**（ただし、講習会が開催されない場合や、人数が制限される場合があります。）

なお、「希望しない」に○を付けたり、無回答の場合、講習会の案内は届きません。

職種名	作業名	団体名	郵便番号	住 所	電話番号
園芸装飾	室内園芸装飾	宮崎県室内園芸装飾技能士会	882-0033	延岡市川原崎町295 (株)東海グリーンワークス内	0982-22-1450
造 園	造園工事	宮崎県造園技能士会	880-0917	宮崎市城ヶ崎1丁目1-5 宮崎県造園緑地協会内	0985-51-0208
鉄 工	製 缶	延岡高等職業訓練校	889-0513	延岡市土々呂町4丁目4390-1	0982-37-5322
仕 上 げ	機械組立て仕上げ	延岡高等職業訓練校	889-0513	延岡市土々呂町4丁目4390-1	0982-37-5322
プラスチック成形	射出成形	(一社)宮崎県工業会基幹工業関連産業部会 プラスチック工業会	884-0101	児湯郡木城町大字高城4343-1 大新産業(株)内	0983-32-3988
と び	と び	宮崎県髙技能士会	880-2101	宮崎市大字跡江850-13 松浦組(株)内	0985-47-9811
左 官	左 官	宮崎県左官業組合連合会	880-0874	宮崎市昭和町51-3	0985-27-7300
防水施工	ウレタンゴム系 塗膜防水	宮崎県技能士会連合会	889-2155	宮崎市学園木花台西2丁目43	0985-58-1533
内装仕上げ施工	プラスチック系 床仕上げ工事	宮崎県室内装飾事業 協同組合	880-0917	宮崎市城ヶ崎1丁目1-24	0985-50-3381
	カーペット系 床仕上げ工事				
	化粧フィルム工事	(一社)全国建設室内工事業協会 宮崎地区支部会	880-0824	宮崎市大島町萩崎537-48 宮崎ユニット工業(株)内	0985-27-3220
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事				
サッシ施工	ビル用サッシ施工	(一社)宮崎県サッシ協会	880-0124	宮崎市大字新名爪4090 西日本アルミ建材(株)内	0985-39-6053
表 装	壁 装	宮崎県室内装飾事業 協同組合	880-0917	宮崎市城ヶ崎1丁目1-24	0985-50-3381
塗 装	建築塗装	(一社)日本塗装工業会 宮崎県支部	880-2112	宮崎市高千穂通2丁目1-5 (株)佐藤塗装店内	0985-22-4504
フラワー装飾	フラワー装飾	フラワー装飾技能検定 宮崎県協議会	880-0013	宮崎市松橋2丁目1-17 フラワーデザイン中村スクール内	0985-25-6375

この試験の得点については、受検者本人に限り宮崎県個人情報保護条例第26条第1項の規定に基づき、県に口頭による開示請求をすることができます。

期間は合格発表日から1ヶ月間です。詳しくは、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課に問合せ下さい。（県庁8号館3階）

なお、開示には、本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きの書類）が必要です。

また、電話、はがき等による簡易開示や本人以外の請求に応じることはできません。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 人材育成担当（宮崎県庁8号館3階）
〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目10-1 電話番号（0985）26-7107

技能五輪全国大会とは

青年技能者（23歳以下）の技能レベルの日本一を競う技能競技大会で、将来の日本の産業を支える技能者の育成と、「ものづくり」の大切さを広く知ってもらうことを目的として、毎年開催されています。

第63回技能五輪全国大会（予定）

日時：令和7年10月17日（金）～20日（月）

会場：愛知県国際展示場 他

宮崎県予選会とは

技能五輪全国大会に派遣する選手を選抜するための予選会で、技能検定の実技試験に合格して行うものです。この予選会で優秀な成績を修めた者の中から、宮崎県代表が選ばれ、技能五輪全国大会に出場することができます。

■予選会実施予定職種

今回予選会を実施するのは以下のとおりです。

技能五輪競技職種名	技能検定の職種（作業名）
旋 盤	機械加工（普通旋盤作業）
フライス盤	機械加工（フライス盤作業）
構造物鉄工	鉄工（構造物鉄工）
機械組立て	仕上げ（機械組立て仕上げ作業）
電子機器組立て	電子機器組立て（電子機器組立て作業）
工場電気設備	電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
洋 裁	婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）
家 具	家具製作（家具手加工作業）
建 具	建具製作（木製建具手加工作業）
と び	とび（とび作業）
左 官	左官（左官作業）
タイル張り	タイル張り（タイル張り作業）
フラワー装飾	フラワー装飾（フラワー装飾作業）

■参加資格

日本国籍を有し、平成14年1月1日以降に生まれた者。

■申込方法

技能五輪予選会へのみの参加※と、2級技能検定の実技試験と兼ねて参加するという二通りの方法があります。受付期間や申込方法などは技能検定試験と同じです。

技能検定受検申請書に必要事項を記入し、参加手数料（P3～4参照）を納付して提出してください。

なお、2級技能検定の実技試験と兼ねて参加する場合、予選会の参加手数料を別途納付する必要はありません。

※技能五輪全国大会の出場を希望しないこともできます。

■予選会

競技の課題、実施日時及び会場は、2級技能検定の実技試験と同じです。

■特 典

技能五輪予選会だけの参加のうち、一定水準以上の成績を修めた者には「技能証」が交付されます。

この「技能証」を取得した者は、同じ職種（作業）の2級技能検定の実技試験が免除されます。

受検手数料関係

- Q1.** 受検手数料は消費税の課税対象ですか。
A1. 受検手数料は非課税です。(消費税法第6条)
- Q2.** 試験日に都合が悪く受検できない場合、受検手数料の返還はできますか。
A2. 県の手数料条例によって受検手数料の返還はできません。
- Q3.** 受検手数料の振込は、数名分一括で振込できますか。
A3. 一括振込は可能です。その場合、当協会の振込用紙の(はりつけ用)を申請書の右下に貼り付け、その他の申請書には同一箇所に振込をした事業所名又は氏名を記入してください。
- Q4.** 受検手数料を誤った金額で振込したのですが。
A4. 受検申請受付期間終了後に返金します。(受付期間終了後1ヶ月程度)

受検資格等関係

- Q1.** 一部合格通知書(実技・学科)を紛失したのですが免除にできますか。
A1. 免除にできます。その場合、当協会でお調べしますので、受検申請書の試験免除欄に「鉛筆」で「紛失しました」と記載してください。
 また、県外で合格された場合は、県名も記載してください。
- Q2.** 受検申請後に試験免除があることが分かったのですが免除にできますか。
A2. 申請後は免除することはできません。申請前に確認してください。
- Q3.** 一部合格は何年間有効ですか。
A3. 1・単一等・2・3級は有効期限がありません。ただし、特級のみ合格後5年間が有効です。
- Q4.** 同一職種の別作業を受検する際、他の作業を合格(技能士)している場合は何か免除対象になりますか。
A4. 同一職種の作業に合格している場合は、他の作業の受検をするにあたって、学科試験が免除されます。ただし、一部合格では免除になりません。
- Q5.** 2職種または2作業、同時に受検申請することはできますか。
A5. 学科試験日が重複していなければ受検できます。もし、試験日が重複している場合はどちらか一方の受検は控えていただきます。

その他

- Q1.** 受検票を紛失したのですが再発行できますか。
A1. 試験日まで期間がある場合は再発行しますが、試験日が近い場合は再発行はしません。
 当日試験会場で本人確認のうえ受検できます。
- Q2.** 試験問題を紛失したのですが、再度送付してもらえますか。
A2. 試験問題の再送付は行っていません。他の受検者等の試験問題をコピーしてください。
- Q3.** 試験日に都合が悪いため別の日に変更はできますか。
A3. 試験日の変更は原則できません。その場合「欠席」扱いとなり、受検手数料も返還いたしません。
- Q4.** 合格証書を紛失したのですが、再発行はできますか。
A4. 合格証書の再発行は県が行いますので、宮崎県雇用労働政策課(0985-26-7107)までお問い合わせください。
- Q5.** 技能検定の可否及び得点を教えてもらうことはできますか。
A5. 可否及び得点については、宮崎県雇用労働政策課(0985-26-7107)までお問い合わせください。
 なお、その際は本人確認が必要です。(P10 9 試験結果の開示について)
- Q6.** 技能検定の合格ラインは何点ですか。
A6. 実技試験は60点、学科試験は65点(%)です。
- Q7.** 過去の試験問題がほしいのですが。
A7. 過去の問題は中央職業能力開発協会のHPで公開されています(印刷不可)。
 「中央協会(JAVADA)」→「技能検定」→「技能検定試験問題公開サイト」
 また、当協会窓口にて1部110円で購入できます。なお、郵送対応は行っていません。
- Q8.** 受検票、試験問題が送られてこないのですが。
A8. 受検票、試験問題は受検申請書に記入してある「現住所」へ送付していますので、再度確認をしてください。それでも届いていない場合は連絡ください。
 ※受検票は「特定記録郵便」で送付しています。
- Q9.** 受検申請書はどこで入手できますか。
A9. 各市町村の商工主管課、県内の公共職業訓練施設、認定職業訓練校で入手できます。県外の場合は郵送しますので、郵便番号、住所、氏名(事業所名)、部数を記載した書類をFAXにて送ってください。(FAX: 0985-58-1554)
 なお、配付先については当協会のホームページ
 「技能検定及び能力評価試験」→「技能検定(前期・後期試験)」→「受検申請入手先」から確認できます。



中央職業能力開発協会

定期実施関係事項

令和7年度（前期）技能検定学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和6年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。

12 令和7年度前期技能検定実技試験問題の概要

令和7年度（前期）技能検定実技試験問題の概要は次のとおりですが、試験時間・試験内容につきましては一部変更される場合もあります。（最新の状況については、中央職業能力開発協会HPをご参照下さい。）

なお、試験時間について、「試験時間 ○時間○分」もしくは「打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間 ○時間○分 打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、打ち切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、**免許又は技能講習**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第61条第1項又は道路交通法第84条に基づく資格証等（例：ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証）を携帯していなければ、原則として試験を受検することができないほか、**特別教育**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか、特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告することが必要となります。

B 1・2級

B1.園芸装飾(室内園芸装飾作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題図に示すインドアガーデンを製作する。

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 3時間50分

（注）使用する植物や材料等の一部は、指定されたものを持参していただきます。

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鉢替え作業、^{せん}剪定・整姿・清掃作業、繁殖作業及び整理作業を行う。

標準時間 35分

打ち切り時間 50分

(2) 課題図に示すインドアガーデンを製作する。

標準時間 1時間30分

打ち切り時間 2時間

B2.造園(造園工事作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

指定された区画内に、竹垣製作、蹲踞・飛石・延段敷設、景石・植栽配置及び小透かし剪定作業を行う。

標準時間 3時間

打ち切り時間 3時間30分

(2) 判断等試験

樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 10分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

指定された区画内に、四つ目垣製作、縁石・飛石・敷石敷設、築山及び植栽作業を行う。

標準時間 2時間30分

打ち切り時間 3時間

(2) 判断等試験

樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 7分30秒

B9.機械加工(普通旋盤作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤(センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの)を使用し、φ60×150mm程度のS45Cの材料1個及びφ65×80mm(φ20の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り、ねじ切り、ローレット加工、偏心削り

等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を3個製作する。

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 4時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤(センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの)を使用し、φ60×150mm程度のS45Cの材料1個及びφ60×57mm(φ25の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り、ねじ切り、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

標準時間 3時間

打ち切り時間 3時間30分

B10.機械加工(数値制御旋盤作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

数値制御旋盤を使用し、φ100×φ35(穴)×70程度のS45C～S53C相当の材料1個及びφ75×φ25(穴)×65程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→記憶編集機器内への入力→メモリ運転又はテープ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、内外テーパ削り、R削り、端面削り、内外径ねじ切り・逃げ溝等の加工を行い、テーパ部及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

(2) 計画立案等作業試験

加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

数値制御旋盤を使用し、φ90×φ35(穴)×55程度のS45C～S53C相当の材料1個及びφ65×φ25(穴)×50程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→記憶編集機器内への入力→メモリ運転又はテープ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、R削り、端面削り、内外径ねじ切り・逃げ溝等の加工を行い、内外径はめあい及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

- (2) 計画立案等作業試験
加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。

試験時間 1時間30分

B11.機械加工(フライス盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

立フライス盤(No.1～No.3程度)を使用し、SS400の材料(45×75×80、2個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工(R削り、ありみぞ削りを含む)して直みぞ部、こう配部及びありみぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 4時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

立フライス盤(No.1～No.3程度)を使用し、SS400の材料(35×65×75、45×55×75、各1個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工(R削りを含む)して、直みぞ部及びこう配部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 3時間

打ち切り時間 3時間30分

B12.機械加工(数値制御フライス盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験

NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→記憶編集機器内への入力→メモリ運転又はテープ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。

なお、支給材料は次のとおりとする。

形状：□100×45

材質：鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか

数量：2個

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 3時間50分

- (2) 計画立案等作業試験

切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。

試験時間 1時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験

NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→記憶編集機器内への入力→メモリ運転又はテープ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。

なお、支給材料は次のとおりとする。

形状：□100×45

材質：鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか

数量：2個

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 3時間50分

- (2) 計画立案等作業試験

切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。

試験時間 1時間

B22.鉄工(製缶作業) 免許又は技能講習 特別教育

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 展開図作成作業

薄鋼板に簡単な立体の展開図を描く。

打ち切り時間 1時間

- (2) 製品製作作業

ハンマ、ゲージ、曲げ台等を使用して、平鋼〔SS330又はSS400相当、6mm×32mm×800mm〕をリング状(円形)に加工したものと、鋼板〔SS400相当、6mm×320mm×320mm〕をガス切断したものとを組立図により組み立て、仮付け溶接を行う。

標準時間 1時間30分

打ち切り時間 1時間45分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 展開図作成作業

薄鋼板に簡単な立体の展開図を描く。

打ち切り時間 1時間

- (2) 製品製作作業

ハンマ、ゲージ、曲げ台等を使用して、平鋼〔SS330又はSS400相当、6mm×38mm×815mm〕をリング状(円形)に加工する。

- (3) 溶接作業

簡単なすみ肉溶接を行う。

標準時間 1時間10分

打ち切り時間 1時間25分 [(2)及び(3)の合計時間]

(注) 1級については、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

1、2級とも、アーク溶接等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B23.鉄工(構造物鉄工作業) 免許又は技能講習 特別教育

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

図面に従って、ボール盤、ガス切断装置、アーク溶接装置又は半自動アーク溶接装置、万力等を使用し、切断、穴あけ、焼曲げ、切曲げ、組立て、溶接等の作業を行い、等辺山形鋼〔SS400相当品〕及び鋼板〔SS400相当品〕を加工し、複雑な構造物を製作する。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

図面に従って、ボール盤、ガス切断装置、アーク溶接装置又は半自動アーク溶接装置、万力等を使用し、切断、穴あけ、切曲げ、組立て、溶接等の作業を行い、等辺山形鋼〔SS400相当品〕及び鋼板〔SS400相当品〕を加工し、簡単な構造物を製作する。

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 4時間

(注) 1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

1、2級とも、アーク溶接等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B24.建築板金(内外装板金作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板(亜鉛鉄板)厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた谷どい状の製品を製作する。

標準時間 4時間30分

打ち切り時間 5時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板(亜鉛鉄板)厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた角どい状の製品を製作する。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

B25.建築板金(ダクト板金作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、長方形の曲がりダクトに長円形の短管を取り付ける。

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 4時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

溶融亜鉛めっき鋼板を加工して、正方形の曲がりダクトに円形の短管を取り付ける。

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 4時間

B31.仕上げ(金型仕上げ作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
たがね、やすり、きさげ、スコヤ、外側マイクロメータ等を使用し、SS400の材料にみぞ堀りを含む加工を行い、課題図に示す精度を有する金型を製作する。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、スコヤ、外側マイクロメータ等を使用し、SS400の材料に加工を行い、課題図に示す精度を有する金型を製作する。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分

B32.仕上げ(機械組立仕上げ作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、きさげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、S45Cの部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その加工した部品と位置決めピンを含む部品を組み立てる。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、きさげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により角ロッドを含むSS400の部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その部品を組み立てる。
標準時間 3時間10分
打ち切り時間 3時間40分

B36.電子機器組立て(電子機器組立て作業) **特別教育**

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線設計及び試験当日指示されるプリント板配線作業を行って、省エネコントローラの組立てを行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線は束線図を参考として束線を作製し、省エネコントローラの組立てを行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分

B39.電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。
標準時間 4時間15分
打ち切り時間 4時間45分
試験時間 15分
- (2) 配線点検盤の抵抗回路及びリレー回路のスイッチの入切を点検する。
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。
標準時間 4時間15分
打ち切り時間 4時間45分
- (2) 配線点検盤の回路スイッチの入切を点検する。
試験時間 10分

B48.建設機械整備(建設機械整備作業) **免許又は技能講習**

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板へのガス切断、きり穴加工、タップ加工及び丸棒鋼のダイス加工を行う。
試験時間 3時間
- (2) 計画立案等作業試験
建設機械の整備工数見積り、点検、故障の発見、修理、調整等について行う。
試験時間 1時間20分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板のガス切断及びタップ加工を行う。
試験時間 2時間50分
- (2) 計画立案等作業試験
建設機械の点検、故障の発見、修理、調整等について行う。
試験時間 1時間20分
- (注) 製作等作業試験については、1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

B49.婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
持参した裁断済み(ポケットを含む全てのパーツと毛芯及び接着芯並びに印付けを含む。)の材料と作製済みの両袖により、スーツを1着製作する。
なお、スカートについては、仮縫いしたものを持参する。
試験時間 5時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
持参した裁断済み(芯地の接着及び印付け並びにロックミシンを含む。)の材料(無地の薄手ウール地)と作製済みの両袖により、ブラウスを1着製作する。
試験時間 4時間

B51.家具製作(家具手加工作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
製作図に基づき、手工具を使用して各種仕口工作を行い、わく状の製品を製作する。
標準時間 5時間30分
打ち切り時間 6時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
製作図に基づき、現寸図を作成し、手工具を使用して仕口工作を行い、わく状の製品を製作する。
標準時間 5時間30分
打ち切り時間 6時間

B53.建具製作(木製建具手加工作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
斜めの中ざん及び組子のある建具を製作する。
標準時間 4時間30分
打ち切り時間 5時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
上げ下げ小障子のある建具を製作する。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間

B56.プラスチック成形(射出成形作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
指定された2種類の熱可塑性樹脂を用いて、射出成形により箱状の成形品を正しい作業手順にて製作し、「成形収縮率計算票」及び「材料歩留り率計算票」を作成する。
標準時間 3時間10分
打ち切り時間 3時間40分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
指定された2種類の熱可塑性樹脂を用いて、射出成形により箱状の成形品を正しい作業手順にて製作し、成形品の寸法測定を行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間

B62.とび(とび作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 単管を使用して真づか小屋組の作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分
- (2) そり(こした)のにせた重量物の運搬の作業を行う。
試験時間 10分
- (3) 3種類の重量物の目測の作業を行う。
試験時間 5分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) 単管を使用して片流れ小屋組の作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分
- (2) 3種類の重量物の目測の作業を行う。
試験時間 5分

B63.左官(左官作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) 壁、天井及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。
標準時間 4時間50分
打ち切り時間 5時間15分
- (2) 吹付け用下地(普通合板)に仕上げ吹付けを行う。
試験時間 10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
- (1) 壁及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。
標準時間 4時間50分
打ち切り時間 5時間15分
- (2) 吹付け用下地(普通合板)に仕上げ吹付けを行う。
試験時間 5分

B65.ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
補強コンクリートブロック造の建物の耐力壁の取り付け部及び開口部のブロック積み作業(鉄筋の加工を含む。)並びに開口部のまぐさ型枠(鉄筋組立てを含む。)を製作する。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
コンクリートブロック塀の隅切部のブロック工事(鉄筋加工を含む。)を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間15分

B66.タイル張り(タイル張り作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りをを行う。
ただし、下地ブロック積み及びれんが積み下地は、受検者が製作する。
標準時間 2時間40分
打ち切り時間 3時間10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りをを行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間

B67.畳製作(畳製作作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
手縫いによりへり付き板入れ畳(1枚)を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、床の間畳(ござ)の製作及び取付けを行う。
標準時間 5時間
打ち切り時間 5時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
手縫いによりへり付き素がまち畳(1枚)を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、薄べりの製作を行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分

B68.防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面、笠木・立上がり面及び箱部にウレタンゴム系塗膜防水工事作業を行う。
標準時間 1時間40分
打ち切り時間 2時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面及び笠木・立上がり面にウレタンゴム系塗膜防水工事作業を行う。
標準時間 1時間40分
打ち切り時間 2時間

B69.防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
あらかじめ用意された試験台の壁(開口部を含む。)、天端、パイプ回り及びひび割れ部をシーリング材、増塗り及び補強布で補強し、アクリルゴム系塗膜防水材により塗膜防水工事作業を行う。
標準時間 1時間40分
打ち切り時間 2時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
あらかじめ用意された試験台の壁(開口部を含む。)、天端及びひび割れ部を増塗り及び補強布で補強し、アクリルゴム系塗膜防水材により塗膜防水工事作業を行う。
標準時間 1時間40分
打ち切り時間 2時間

B71.防水施工(シーリング防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台にガラス及び塩化ビニル方立を固定し、ガラス回り、ガラス及び塩化ビニル方立による三方突き合せ目地、サッシ回り目地、クロス目地、方立及び無目にシーリング防水工事作業を行う。
標準時間 2時間15分
打ち切り時間 2時間35分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台に固定されたガラス回り、サッシ回り目地、クロス目地、方立及び無目にシーリング防水工事作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分

B72.防水施工(改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場、立上がり及び貫通配管回りの各部に改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業を行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場及び立上がりの各部に改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分

B73.防水施工(F R P 防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面、笠木・立上がり面及び箱部にFRP防水工事作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面及び笠木・立上がり面にFRP防水工事作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分

B74.内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 試験台1の平場及び階段部分に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。
(2) 試験台2の平場及び立上がり部に床シート張り及び熱溶接作業を行う。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分

B76.内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)

特別教育

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁(柱による違い壁)

は、スタッド、ランナ、スペーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。

標準時間 2時間40分

打ち切り時間 2時間55分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁(平壁)は、スタッド、ランナ、スペーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。

標準時間 2時間10分

打ち切り時間 2時間25分

(注) 1、2級とも、研削といし(高速といし)の取替え等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B77.内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

鋼製下地が取り付けである試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁(柱による違い壁)のボード仕上げ作業を行う。

標準時間 2時間40分

打ち切り時間 2時間55分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

鋼製下地が取り付けである試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁(平壁)のボード仕上げ作業を行う。

標準時間 2時間10分

打ち切り時間 2時間25分

B78.内装仕上げ施工(化粧フィルム工事作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

試験架台のA面、B面及びC面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。

標準時間 2時間30分

打ち切り時間 3時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

試験架台のA面及びB面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。

標準時間 1時間45分

打ち切り時間 2時間15分

B79.熱絶縁施工(保温保冷工事作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

呼び径100Aの水道用硬質塩化ビニル管等で製作された試験台及び鋼管エルボに押出法ポリスチレンフォーム保温筒、ロックウール保温帯、けい酸カルシウム保温筒、塗装溶融亜鉛めっき鋼板等を使用して、熱絶縁作業を行う。

標準時間 4時間30分

打ち切り時間 5時間

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

呼び径100Aの水道用硬質塩化ビニル管等で製作された試験台及び鋼管エルボに押出法ポリスチレンフォーム保温筒、ロックウール保温筒、ロックウール保温帯、けい酸カルシウム保温筒、ステンレス鋼板等を使用して、熱絶縁作業を行う。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

B81.サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) 特別教育

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

仮想躯体に、ビル用引違いサッシ、ビル用フィックスサッシを方立(接合材)を使用して、アーク溶接で固定し、付属材の取付けも行う。

標準時間 2時間30分

打ち切り時間 2時間50分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

仮想躯体に、ビル用引違いサッシをアーク溶接で固定し、付属材の取付けも行う。

標準時間 2時間10分

打ち切り時間 2時間40分

(注) 1、2級とも、アーク溶接等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B84.表装(表具作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

表側にへり布及びふくりんの付いた本紙を、裏側に斜めはぎで布と紙の重ね張りを行う。

標準時間 4時間45分

打ち切り時間 5時間15分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

表側に柄新鳥の子紙を張り、へり回りにすじの付いた布張りを、裏側にたてはぎで重ね張りを行う。

標準時間 3時間50分

打ち切り時間 4時間20分

B85.表装(壁装作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。

標準時間 3時間30分

打ち切り時間 4時間

B87.塗装(建築塗装作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) ラワン合板に、合成樹脂エマルション系複層塗材塗装(凸部処理を含む。)を行う。

・吹付け塗りの場合

試験時間 下吹き3分 模様付け2分

・多孔質ローラーブラシ塗りの場合

試験時間 1回目塗り4分 2回目塗り4分

(2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルションペイント(2回塗り)塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルションペイント塗装(パテ地付けを含む。)を行う。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間20分

(3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。

試験時間 2分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) ラワン合板に、合成樹脂エマルション系複層塗材塗装を行う。

・吹付け塗りの場合

試験時間 下吹き3分 模様付け2分

・多孔質ローラーブラシ塗りの場合

試験時間 1回目塗り4分 2回目塗り4分

(2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルションペイント(2回塗り)塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルションペイント塗装(パテ地付けを含む。)を行う。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間20分

(3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。

試験時間 2分

B88.塗装(金属塗装作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鋼板で製作した角筒(200mm×100mm×450mm)の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。

(2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメル及びラッカーメタリックにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げを行う。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鋼板で製作した角筒(200mm×100mm×450mm)の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。

(2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメルにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げを行う。

標準時間 4時間

打ち切り時間 4時間30分

B92.フラワー装飾(フラワー装飾作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題1 骨組み付花束の製作作業を行う。

試験時間 50分

課題2 フラワーアレンジメントの製作作業を行う。

試験時間 30分

課題3 ブーケ及びコサージュの製作作業を行う。

試験時間 55分

2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。ただし、課題3は、選択Aと選択Bのいずれかを選択する。

課題1 花束の製作作業を行う。

試験時間 45分

課題2 フラワーアレンジメントの製作作業を行う。

試験時間 30分

課題3

選択A プライダルブーケの製作作業を行う。

試験時間 45分

選択B 籠花(スタンド花)の製作作業を行う。

試験時間 25分

C 単一等級**C4.路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業)**

単一等級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 「進行方向」の路面標示に必要な作図作業を行う。

標準時間 30分

打ち切り時間 35分

(2) テストピース(塗膜厚測定板)の作製及び(1)で描いた作図への路面塗装作業を行う。

標準時間 35分

打ち切り時間 40分

D 3級**D1園芸装飾(室内園芸装飾作業)**

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題図に示すインドアガーデンを製作する。

標準時間 1時間

打ち切り時間 1時間20分

D2.造園(造園工事作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。

(1) 製作等作業試験

指定された区画内に竹垣製作、緑石敷設及び敷石敷設、植栽の作業を行う。

標準時間 2時間

打ち切り時間 2時間30分

(2) 判断等試験

樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 5分

D7.機械加工(普通旋盤作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

普通旋盤(センタ間の最大距離が500～1500mm程度のもの)を使用し、φ60×115mm程度のS45Cの材料1個及びφ60×55mm(φ25の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。

標準時間 2時間

打ち切り時間 2時間30分

D8.機械加工(数値制御旋盤作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

数値制御旋盤を使用し、φ90×φ35(穴)×55程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→記憶編集機器内への入力→メモリ運転又はテープ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、外径R削り、内外端面削り等の加工を行い、部品を製作する。

標準時間 2時間30分

打ち切り時間 3時間

D9.機械加工(フライス盤作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

立フライス盤(No.1～No.3程度)を使用し、SS400の材料(45×65×80、2個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工して直みぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 2時間

打ち切り時間 2時間30分

D15.仕上げ(機械組立仕上げ作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

やすり、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、角ロッドを含むSS400の部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その部品を組み立てる。

標準時間 3時間

打ち切り時間 3時間30分

D16.機械検査(機械検査作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

作業1 外側マイクロメータ、ノギス及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(16箇所)を行う。

試験時間 16分

作業2 三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。

試験時間 8分

作業3 外側マイクロメータの指示誤差(器差)測定(ブロックゲージ使用)を行う。

試験時間 10分

D17.電子機器組立て(電子機器組立て作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、専用プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、光検出器の組立てを行う。

標準時間 1時間30分

打ち切り時間 2時間

D18.シーケンス制御(シーケンス制御作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 1時間35分

打ち切り時間 1時間55分

D22.ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

コンクリートブロック塀のブロック工事(鉄筋加工を含む。)を行う。

標準時間 1時間45分

打ち切り時間 2時間

D27.フラワー装飾(フラワー装飾作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題1 花束及びリボンの製作作業を行う。

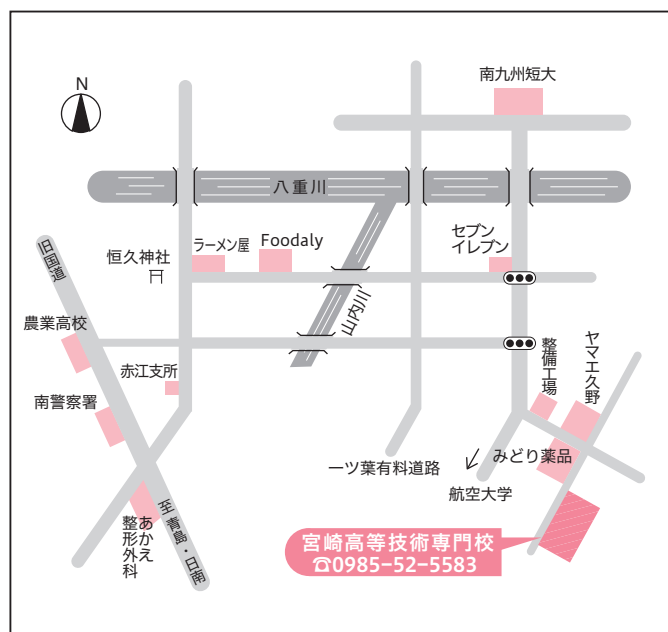
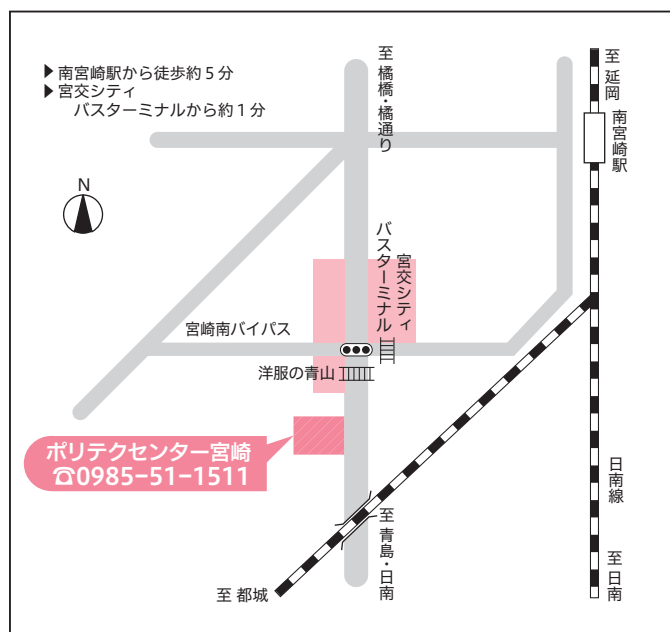
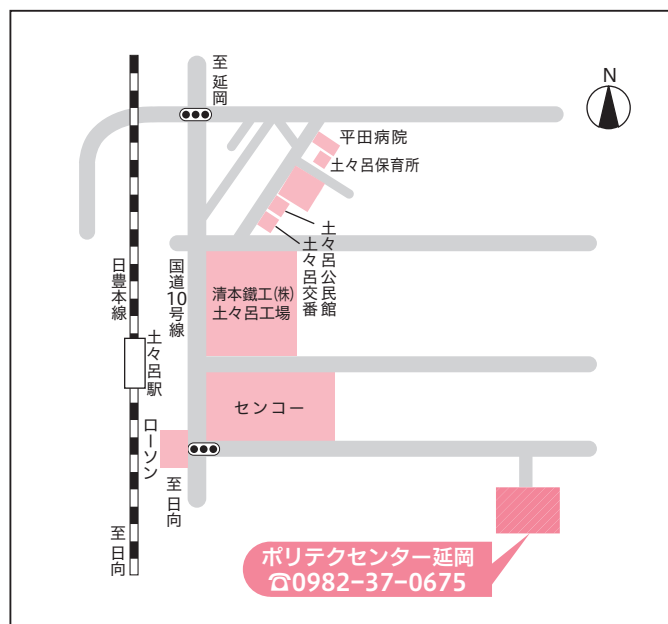
試験時間 35分

課題2 バスケットアレンジメントの製作作業を行う。

試験時間 30分

課題3 プートニアの製作作業を行う。

試験時間 20分



※試験会場は、受検票でお知らせします。

受検票には、会場、集合時間など重要なことが記載されています。よく確認してください。

問い合わせ先

宮崎県職業能力開発協会 技能検定課

〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3
TEL (0985) 58-1570 FAX (0985) 58-1554
HP <https://www.syokuno.or.jp>

